

農薬は適正に使用しましょう

病害虫などの防除のため農薬を使用する場合は次のことに注意しましょう。
▼農薬の「使用基準」は必ず守りましょう
「使用基準」は農薬のラベルに記載されています。使い慣れた農薬でも、今一度ラベルをよく確認しましょう。

▼使用した農薬はすべて記録しましょう
記録しておくことで農薬の効果的な使用方法がわかり、むだな農薬使用が減らせるほか、労働時間の軽減に役立ちます。また、作物の安全性を立証する大切な資料となります。

▼農薬の飛散防止に努めましょう
農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、散布ノズルなどは飛散の少ないものを使用しましょう。

問い合わせ先 上北地域県民局農業普及振興室 ☎②34281

森林（私有保安林を含む）の適切な管理をお願いします

森林は、所有者が適切に管理することとされています。また、保安林は森林が持つ公益的な機能を発揮させるために、立木の伐採や土地の形質の変更など利用行為が制限されていますが、立木の管理については、所有者が自ら行うこととされています。

立木が倒れて他人に被害を与えることがないよう、所有する森林の適切な管理に努めてください。
問い合わせ先 畜産農地課 ☎⑤6746

アナログ放送終了まで300日を切りました

アナログ放送は、平成23年7月24日正午にすべての放送が終了します。アナログ放送終了までに地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。視聴には地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要ですが、アナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法もあります。また、経済的な理由などで地上デジタル放送に対応できない世帯（非課税の障害者世帯など）に対しては、簡易チューナーの無償給付などの支援を行っています。

問い合わせ先
▼地上デジタル放送の視聴について
デジサポ青森 ☎①017-771-1010
▼簡易チューナーの無償給付などについて
総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

雇用先の倒産、解雇、雇止めなどにより離職された非自発的失業者の国民健康保険税の負担を軽減する制度です。軽減を受けるためには申告が必要です。

対象となるかた
平成21年3月31日以降に離職されたかたで、離職日の翌日から翌年度末までの期間に、求職者給付を受ける次のかた

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

②雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当されるかた。
※高年齢受給資格者および特例受給資格者のかたは対象となりません。
軽減の対象となる所得
国民健康保険税は、前年の所得などにより算定しますが、前年の所得のうち離職者本人の給与所得を100分の30とみなして算定します。

軽減の対象となる期間
離職日の翌日から翌年度末まで
※平成21年3月31日から平成22年3月30日の間に離職されたかたは、平成22年度分に限り軽減されます。

持ち物 雇用保険受給資格者証、印鑑
問い合わせ先 国保年金課 ☎⑤6751

募集

ふれあい相談所法律相談開催

財産、金銭、保証人など法律に関することについて弁護士が相談に応じます。
とき 10月14日(木) 午後1時～4時
ところ 市総合福祉センター
定員 8人（先着順・要予約）
受付開始 10月12日(火) 午前9時～
申し込み先 市社会福祉協議会 ☎②27938

農家民泊受け入れ農家募集

十和田農業体験連絡協議会では、主に修学旅行生などの農家民泊の受け入れ農家を募集します。
都市部の生徒に農業体験時などの世話をを行います。

申し込み先 十和田農業体験連絡協議会・農業政策課内 ☎⑤6741

日日雇用職員募集

対象 保健師、助産師または看護師の資格を有し、概ね60歳未満のかた
業務内容 乳幼児健康診査業務 健康相談、母子健康手帳交付と保健指導、家庭訪問など
募集定員 1人
勤務日 月曜日～金曜日（祝日を除く）
勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
報酬 月額8500円～9200円
（経験年数による）

勤務場所 市保健センター
任用期間 11月19日～平成23年3月31日
面接試験 10月25日(月) 午後1時30分
提出書類 履歴書（市販のものに顔写真貼付）、資格を有することを証明する書類の写し
申込期間 10月4日(月)～15日(金)（午前8時30分～午後5時15分）
（土・日曜日、祝日を除く）
申し込み方法 持参または郵送
※郵送の場合は、封筒の表に「日日雇用職員応募」と朱書きし次へ。
〒034-0081 十和田市西十三番町4-37 十和田市健康推進課
あて（15日(金)消印有効）
申し込み先 健康推進課 ☎⑤1181

